負責を以て推薦す

第十條　常任執行委員長ハ執行委員長ニ事故アルトキ又ハ之カ缺員ノ場合ニ於テ其ノ職務ヲ代理ス

第十一條　常任執行委員ハ左ノ部門ヲ置ク

組織宣傳　爭議　政治　財政　調査情報　教育目的　婦人青年部

ヲ置ク

第十二條　各部門ハ部長又ハ部長若干名ヲ以テ推薦シ執行委員會ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム

第十三條　各部門ハ部長ノ指揮ノ下ニ常任執行委員會ノ決定シタル事項ヲ執行ス

第十四條　各部ニ部長ノ外若干名ノ部員ヲ置ク

第十五條　部員ハ部長ノ推薦ニ基キ執行委員會ニ於テ之ヲ定ム

第十六條　部員ハ執行委員會ノ決定シタル事項ヲ執行ス

第十七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第十九條　部員ハ部長ノ指揮ニ從ヒ其ノ職務ヲ遂行スルモノトス

第二十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二十一條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二十四條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二十七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第三十條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第三十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第三十三條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第三十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第三十六條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第三十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第三十九條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第四十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第四十二條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第四十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第四十五條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第四十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第四十八條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第五十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第五十一條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第五十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第五十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第五十四條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第五十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第五十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第五十七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第五十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第五十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第六十條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第六十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第六十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第六十三條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第六十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第六十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第六十六條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第六十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第六十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第六十九條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第七十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第七十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第七十二條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第七十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第七十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第七十五條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第七十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第七十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第七十八條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第七十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第八十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第八十一條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第八十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第八十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第八十四條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第八十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第八十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第八十七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第八十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第八十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第九十條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第九十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第九十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第九十三條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第九十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第九十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第九十六條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第九十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第九十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第九十九條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百二條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百五條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百八條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百十一條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百十四條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百十七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百二十條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百二十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百二十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百二十三條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百二十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百二十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百二十六條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百二十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百二十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百二十九條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百三十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百三十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百三十二條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百三十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百三十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百三十五條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百三十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百三十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百三十八條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百三十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百四十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百四十一條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百四十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百四十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百四十四條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百四十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百四十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百四十七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百四十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百四十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百五十條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百五十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百五十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百五十三條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百五十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百五十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百五十六條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百五十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百五十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百五十九條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百六十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百六十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百六十二條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百六十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百六十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百六十五條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百六十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百六十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百六十八條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百六十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百七十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百七十一條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百七十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百七十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百七十四條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百七十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百七十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百七十七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百七十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百七十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百八十條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百八十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百八十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百八十三條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百八十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百八十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百八十六條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百八十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百八十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百八十九條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百九十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百九十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百九十二條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百九十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百九十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百九十五條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百九十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第百九十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第百九十八條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第百九十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百一條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百四條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百十條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百十三條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百十六條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百十九條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百二十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百二十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百二十二條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百二十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百二十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百二十五條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百二十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百二十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百二十八條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百二十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百三十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百三十一條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百三十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百三十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百三十四條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百三十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百三十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百三十七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百三十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百三十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百四十條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百四十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百四十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百四十三條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百四十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百四十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百四十六條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百四十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百四十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百四十九條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百五十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百五十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百五十二條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百五十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百五十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百五十五條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百五十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百五十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百五十八條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百五十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百六十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百六十一條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百六十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百六十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百六十四條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百六十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百六十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百六十七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百六十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百六十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百七十條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百七十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百七十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百七十三條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百七十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百七十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百七十六條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百七十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百七十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百七十九條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百八十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百八十一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百八十二條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百八十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百八十四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百八十五條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百八十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百八十七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百八十八條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百八十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百九十條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百九十一條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百九十二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百九十三條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百九十四條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百九十五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百九十六條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第二百九十七條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二百九十八條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第二百九十九條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第三百條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第三百一條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第三百二條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第三百三條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第三百四條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第三百五條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ部長ノ指揮ヲ離レ又ハ他ノ部門ニ轉任セシムルコトヲ得

第三百六條　部員ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第三百七條　部員ハ執行委員會ノ決定ニ依リ之ヲ罷免スルコトヲ得

第三百八條　部員ハ執